

# 令和元年 9 月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和元年9月13日(金曜日) 12時55分～17時25分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
鶴澤係長 安田係長 江口係長 吉田主事

## 議事事項

### 1 令和元年8月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

9月定例会県議会に提案された3件の条例(案)について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

#### 【説明】

乙第62号議案 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(案)

#### 1 制定の理由

任用制度の厳格化・明確化を目的とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(以下「改正法」という。)が公布され、これまで、特別職非常勤職員として委嘱していた職員の職のうち、一般職として任用すべき職(勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職など)について、新設された会計年度任用職員として任用することに伴い、その者の報酬等について定める必要があるため。

#### 2 制定の内容

(1) 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定について

- ・ 改正地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「パートタイム会計年度任用職員(1)」という。)の報酬の額に関する事項及び報酬並びに通勤に係る費用弁償等の支給方法等に関する事項
- ・ 改正地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者(以下「フルタイム会計年度任用職員(2)」という。)の給与に関する事項及び給与の支給方法等に関する事項
- ・ 特別の事情による場合の報酬基本月額又は給料月額
  - 1: 1週間当たりの勤務時間が常時勤務する職員の勤務時間より短い会計年度任用職員
  - 2: 1週間当たりの勤務時間が常時勤務する職員と同一である会計年度任用職員

- (2) 佐賀県職員給与条例の一部改正(附則第2条関係)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正(附則第7条関係)について
- ・ 上記(1)で新たに「佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例」が定められることに伴い、それぞれの条例の職員の定義から会計年度任用職員を除くこととした。
  - ・ 今回、厳格化された改正法では、任命権者は「常勤職員に欠員を生じた場合」に臨時的任用を行うことができるとされたことに伴い、給与についても任命権者が定めることとした。
- (3) 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正について(附則第4条関係)
- ・ パートタイム会計年度任用職員については、退職手当を支給しないこととした。
  - ・ その他所要の改正を行うこととした。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

### 4 検討内容

#### (条例制定の趣旨)

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の新たな任用の枠組みとなる会計年度任用職員の任用等について定めるため、平成29年5月に地公法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されることとなった。

そのため、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び給与に関する事項を定めた条例を新たに制定するものである。

#### (会計年度任用職員制度の導入に当たっての考え方)

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、これまで要綱等により事実上対応してきた任用・勤務条件について、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要とされた。

また、会計年度任用職員は一般職の地方公務員と整理されることから地方公務員法第24条に規定される職務給の原則、均衡の原則等の適用を受けることとなる。

「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)」において、「会計年度任用職員については長期継続雇用を前提としていないこと、管理職手当や単身赴任手当などはそもそも会計年度任用職員への支給が想定されていないこと等から、支給しないことを基本とすることが適当と考えられる」と記載されている。

以上のことを踏まえ、本件条例案について次のとおり検討した。

#### (1) 上記2(1)について

本件条例案は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び給与に関する事項を定めた条例を新たに制定するものである。

フルタイム会計年度任用職員の給料については、給料表の適用範囲や職務の級及び号給の決定方法が一般職の職員に適用される規定との権衡が考慮されており、当該職員に支給する手当の額及びその支給対象については、一般職の例によるものとされている。(佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「報酬条例」という。)第3条関係)

また、パートタイム会計年度任用職員の報酬等については、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮することや一般職の職員の例によることとされている。(報酬条例第2条関係)

以上のことから、会計年度任用職員の報酬等は常勤職員との権衡が図られており、適当と考えられる。

(2) 上記2(2)について

本件改正案は、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用対象から会計年度任用職員を除くことを規定するものである。

今回、厳格化された改正法では、任命権者は「常勤職員に欠員を生じた場合」に臨時的任用を行うことができるとされたことに伴い、給与についても任命権者が定めることとしたものであり、適当と考えられる。

(3) 上記2(3)について

改正法においてはパートタイム会計年度任用職員には、退職手当は支給しないものとされていることから、退職手当の支給対象からパートタイム会計年度任用職員を除外するものであり、適当と考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第63号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例(案)

1 改正の理由

任用制度の厳格化・明確化を目的とする地方公務員法(以下「地公法」という。)及び地方自治法の改正が行われ、これまで、特別職非常勤職員として委嘱していた職員の職のうち、一般職として任用すべき職(勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職など)について、新設された会計年度任用職員として任用することに伴い、分限・懲戒処分の効果や休暇の取扱い等の勤務条件等を定めるため、関係条例の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 職員の分限に関する条例について【第1条関係】

会計年度任用職員が地公法第28条第2項第1号(心身の故障のため長期の休養を要する場合)の規定に該当する場合における休職の期間については、当該会計年度任用職員の任期の範囲内において任命権者が定めることとした。(第4条関係)

(2) 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例及び佐賀県警察職員の懲戒の手續、効果等に関する条例について【第2条、第3条関係】

- ・ 改正地公法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)について、懲戒により減給の処分を受けた場合は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「報酬条例」という。)第2条第1項に規定する報酬の額を基礎に減ずることとした。(第4条関係)
- ・ その他所要の改正を行うこととした。(第3条関係)

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について【第4条関係】  
地公法の改正に伴い、地公法の引用条項を改めることとした。(第2条関係)

(4) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例について【第5条関係】

- ・ 会計年度任用職員の任用は会計年度ごとであり、昇給することを想定していない。常勤の職員に適用される育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整は、昇給する職員を前提として定められた調整規定であることから、会計年度任用職員は適用除外とすることとした。(第8条関係)

- ・ 部分休業をすることができない職員として、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員とすることとした。(第21条関係)
  - ・ 非常勤職員に対する部分休業の付与は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とすることとした。ただし、非常勤職員が育児休暇又は介護部分休暇( )の承認を受けている場合は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇又は介護部分休暇として承認を受けた時間を減じた時間を超えない範囲内とすることとした。(第22条関係)
  - ・ 会計年度任用職員について、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない時間分の報酬条例第3条に規定する給与の額及び報酬条例第2条に規定する報酬の額を基礎に減額することとした。(第23条関係)
- ( ): 非常勤職員のうち会計年度任用職員のいわゆる「育児休暇」又は「介護部分休暇」については、今後、人事委員会規則を制定し整備する予定であるため、関係法令で規定する「育児時間」又は「介護するための時間」として規定している。

(5) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例について【第6条関係】

- ・ 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定めることとした。(第24条の3関係)
- ・ その他所要の改正を行うこととした。(第7条の2、第9条関係)

(6) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例について【第7条関係】

- ・ 地公法の改正に伴い、地公法の引用条項を改めることとした。(第2条関係)
- ・ その他所要の改正を行うこととした。

(7) 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について【第8条関係】

フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況報告の対象職員とすることとした。(第3条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 検討内容

(条例制定の趣旨)

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の新たな任用の枠組みとなる会計年度任用職員の任用等について定めるため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されることとなった。

今回の条例改正は、以上のことから、関係条例を改正し会計年度任用職員の勤務条件等の規定を整備しようとするものである。

(会計年度任用職員制度の導入に当たっての考え方)

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、これまで要綱等により事実上対応してきた任用・勤務条件について、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要とされた。(「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について(通知)」平成29年6月28日総行公第87号、総行給第33号)

以上の趣旨等を踏まえ、本件条例改正案について次のとおり検討した。

(1) 上記2(1)について

地公法第28条第3項の規定により、職員の休職の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないとされている。

本件改正案は、会計年度任用職員について、心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職にすることができる期間を定めるものである。職員の病気休職期間は3年の範囲内とされているところ、会計年度任用職員は、会計年度ごとに置かれる職であるから、当該期間を会計年度任用職員の任期の範囲内とすることは適当と考えられる。

また、平成29年8月23日付け総行公第102号他「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について」(総務省自治行政局公務員部長通知)(以下「平成29年8月23日付け総務省通知」という。)において、技術的助言として示された条例参考例に倣った改正となっており、異議はないものと考えられる。

(2) 上記2(2)について

本件改正案は、パートタイム会計年度任用職員について、懲戒による減給の処分を受けた場合は、報酬の額を基礎に減ずることとされたものである。

パートタイム会計年度任用職員については報酬を支給することから、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例第4条に規定する給料の額に、パートタイム会計年度任用職員の報酬を含む規定を定めたものであり、適当と考えられる。

(3) 上記2(3)について

本件改正案は、地公法の改正に伴う引用条項を改正するものであり、適当と考えられる。

(4) 上記2(4)について

・第8条関係

会計年度任用職員の任用は会計年度ごとであり、昇給することを想定していない。常勤の職員に適用される育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整は、昇給する職員を前提として定められた調整規定であることから、会計年度任用職員は適用除外とすることとされたものであり、適当と考えられる。

・第21条及び第22条関係

本件改正案は、非常勤職員のうち一定の要件を満たすものについては育児部分休業の取得を可能とすることとして、対象職員の範囲及び当該承認に関する規定の整理を行うものである。

その内容は、国の非常勤職員や民間労働者との権衡が図られるものであり、適当と考えられる。

また、平成23年2月10日付け総行公第8号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例参考例の送付について(通知)」(総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)等において、技術的助言として示された条例参考例に倣った改正となっており、異議はないものと考えられる。

・第23条関係

会計年度任用職員について、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない時間分の報酬条例第3条に規定する給与の額及び報酬条例第2条に規定する報酬の額を基礎に減額することとしたものであり、適当と考えられる。

(5) 上記2(5)について

会計年度任用職員は地公法上の一般職の職員として位置付けられたことから、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の勤務条件についても、地公法第24条第5項に基づき、条例又はその委任を受けた規則等で定める必要がある。

本件改正案は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関しては、その職務の性質等を考慮して、常勤職員とは別に基準を定めることとして人事委員会規則への委任規定を設けるものであり、その内容は適当と考えられる。

(6) 上記2(6)について

本件改正案は、地公法の改正に伴う条項のずれを改正するものであり、適当と考えられる。

(7) 上記2(7)について

地公法が改正され、改正地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)については、同法第58条の2の規定に基づく人事行政の運営等の状況の公表の対象とされた。これに伴い、本件改正案は、本件条例第2条及び第3条の規定により任命権者が知事に報告することとなっている人事行政の運営等の状況について、フルタイム会計年度任用職員を当該報告の対象とするものであるから、適当と考えられる。

また、平成29年8月23日付け総務省通知において、技術的助言として示された条例参考例に倣った改正となっており、異議はないものと考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第64号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

成年被後見人・被保佐人であることを理由として不当に差別されないようにするための「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「一括整備法」という。187本を改正。)が成立し、地方公務員法においては欠格条項から成年被後見人・被保佐人が削除されることとなった。

これに伴い、職員の給与や旅費等に関する条例の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例について(第1条関係)

- ・ 成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の見直し
- ・ その他所要の改正

(2) 佐賀県職員の退職手当に関する条例について(第2条関係)

- ・ 成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の見直し
- ・ 分限免職による退職者について、自己都合等退職者に含めることを新たに規定
- ・ 地方独立行政法人法の引用条項を改正
- ・ その他所要の改正

(3) 佐賀県職員等の旅費に関する条例について(第3条関係)

- ・ 成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の見直し
- ・ その他所要の改正(これまで旅行命令等の「取り消し」について、条例に記載の「変更する」に含まれるものとし運用していたところ、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて改正を行うもの等)

(4) 佐賀県公立学校職員給与条例について(第4条関係)

- ・ 成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の見直し
- ・ その他所要の改正

3 施行期日

令和元年12月14日(一括整備法の関係規定の施行日と同日)

4 検討内容

成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)であることを理由に不当に差別されないよう、一括整備法が施行された。内容は、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するものである。

地方公務員法において欠格条項から成年被後見人・被保佐人が削除されることに伴い、上記2の各条例について、欠格条項として成年被後見人及び被保佐人が挙げられている箇所を削除するものであり、法改正の趣旨を踏まえたものとなっている。

また、佐賀県職員の退職手当に関する条例において、分限免職による退職者について、自己都合等退職者に含めることを新たに規定する。これは、国において国家公務員退職手当法で、従前から分限免職処分を受けて退職したものについては、自己都合退職者と同様に取り扱ってきたところ、平成24年法改正において法文上これらのものを含めて「自己都合等退職者」として明示したものであり、この趣旨を踏まえたものとなっている。

その他引用条項の改正や文言の整理等、所要の改正を行うものとなっている。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

3 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

4 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県知事からの改正依頼に基づき、人事評価の昇給への反映について、本県の実情を踏まえ評価結果をより適正に反映させるため、所要の改正を行う必要があるため。

## 2 改正の内容

- (1) 人事評価の結果を反映する昇給区分を改めるとともに、昇給区分ごとの昇給の号給数を次のとおり改める。(規則第36条第1項及び第7項並びに別表第28の9及び別表第28の10関係)

別表第28の9(第36条関係)  
(特定職員昇給号給数表)

昇給区分	I	II	III	IV
昇給の号給数	5以上	2以上4以下	1	0
	1以上	0	0	0

(特定職員昇給号給数表)

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	2以上4以下	1	0
	2以上	1	0	0	0

別表第28の10(第37条関係)  
(一般職員昇給号給数表)

昇給区分	I	II	III	IV
管理職員	6以上	3以上5以下	2	0
管理職員以外の職員	5以上	4	2	0
昇給抑制職員	1以上	0	0	0

(一般職員昇給号給数表)

昇給区分	I	II	III	IV	V
管理職員	8以上	6	3以上5以下	2	0
管理職員以外の職員	6以上	5	4	2	0
二般昇給抑制職員	2以上	1	0	0	0

- (2) 上記(1)の昇給区分を決定する特定職員の総数に占める、又はの昇給区分(の昇給区分)にあっては人事委員会が定める場合に限る。)に決定する特定職員の数の割合は、おおむね人事委員会の定める割合の範囲内とすることとした。(規則第36条第6項関係)

- (3) 一の昇給日において、標準の号給数を超える号給数の合計は、特定職員の職員数が少数である場合を除き、特定職員の職員数等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならないこととした。(規則第36条第11項関係)

- (4) 特定職員以外の職員の昇給区分及び昇給の号給数について準用する場合の読替え規定について整理を行うこととした。(規則第37条関係)

- (5) 専門職大学及び専門職短期大学を新設すること等を内容とする学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、国に準じて専門職大学の前期課程の修了をその修了年限に応じて「短大3卒」又は「短大2卒」として取り扱うこととした。(別表第17関係)

- (6) その他所要の改正

## 3 施行日 公布の日

## 5 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

佐賀県知事からの改正依頼に基づき、人事評価の昇給への反映について、本県の実情を踏まえ評価結果をより適正に反映させるため、所要の改正を行う必要があるため。



## 2 改正の内容

(1) 昇給区分を (下位)、(最下位)に決定する職員に該当するか否かを判断する基準を改める。  
(第36条関係第2項及び第3項)

(2) 昇給区分を決定する特定職員の総数に占める (最上位)、(上位)及び (人事委員会が定める場合に限る。)に決定する職員の数の割合は、おおむね「人事委員会の定める割合」の範囲内としているその「人事委員会の定める割合」を以下のとおり定める。(第36条関係第8項及び第9項並びに第37条関係第2項及び第3項)

### 【特定職員】

及び の昇給区分 100分の30(そのうち の昇給区分に係る割合については100分の5)  
の昇給区分 次のア及びイに定める割合

ア 4号給に決定する割合 100分の5

イ 2号給に決定する割合 100分の5

### 【一般管理職員】

及び の昇給区分 100分の30(そのうち の昇給区分に係る割合については100分の5)  
の昇給区分 次のア及びイに定める割合

ア 5号給に決定する割合 100分の5

イ 3号給に決定する割合 100分の5

### 【一般管理職員を除く一般職員】

及び の昇給区分 100分の35(そのうち の昇給区分に係る割合については100分の5)

(3) 一の昇給日において、標準の号給数を超える号給数の合計は、職員の職員数が少数である場合を除き、「人事委員会の定める号給数」を超えてはならないこととしているその「人事委員会の定める号給数」を以下のとおり定める。(第36条関係第12項並びに第37条関係第5項及び第6項)

一の年度について、次の各号に定める数を合算して得た数に相当する数(その数に1未満の端数が生じたときは、1未満の端数を切り上げた数)とする。

### 【特定職員】

特定職員の職員数に100分の5を乗じて得た数に5を乗じて得た数に相当する数

特定職員の職員数に100分の20を乗じて得た数に3を乗じて得た数に相当する数

### 【一般管理職員】

一般管理職員の職員数に100分の5を乗じて得た数に4を乗じて得た数に相当する数

一般管理職員の職員数に100分の20を乗じて得た数に2を乗じて得た数に相当する数

### 【一般管理職員を除く一般職員】

一般職員(一般管理職員を除く。)の職員数に100分の5を乗じて得た数に2を乗じて得た数に相当する数

一般職員(一般管理職員を除く。)の職員数に100分の25を乗じて得た数に1を乗じて得た数に相当する数

(4) その他所要の改正

## 3 施行日

通知の日(規則の公布の日と同日)

## 報告事項

### 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について

平成31年職員給与実態調査及び2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査等の概要について、事務局から報告した。

### 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等について

各任命権者から回答があった「職員の給与等に関する報告及び勧告に対する意見等について」の内容を、事務局から報告した。

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組)

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2019年秋季要請書」について、その内容を事務局から報告した。

### 4 令和元年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

### 5 令和元年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった令和元年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

## その他

### 1 行事予定について